

令和5年度 第2回神戸市市民福祉調査委員会
成年後見専門分科会

日時：令和6年3月12日（火）

14時00分～16時00分

場所：神戸市役所1号館8階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況について
市民後見人候補者の養成について

3. 協議事項

中核機関における協議会の設置について

4. 閉 会

資 料

資料1	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況		
資料4	市民後見人候補者の養成		
資料5	協議会について		

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

- 伊藤 智美 たにがみ障害者相談支援センター センター長
- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (公社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
(司法書士)
- 山中 雄太 近畿税理士会 公益活動対策部 副部長
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぼぼ 幹事
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 松井 敬二 【オブザーバー】
神戸家庭裁判所 主任書記官
- 井上 純治 【オブザーバー】
神戸家庭裁判所 主任書記官

◎=分科会長 ○=副分科会長

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	若杉 穰
福祉局くらし支援課長	大村 元範
福祉局介護保険課長	内藤 康史
福祉局高齢福祉課担当課長	田月 幸一
福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
神戸市社会福祉協議会事務局長	星島 淳一

神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

○成年後見支援センター相談件数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R6.1
電話・来所等	1,261	1,284	1,244	1,242	1,105	1,287	1,423	1,270
専門相談	91	112	125	98	93	81	89	64

○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
R2年度	認知症	市長申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	-	-	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・精神	市長申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	-	-	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	18,732,017
R2年度合計			3	67,868	261	48,895,533	264	48,963,401
R3年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
R3年度 合計			4	19,279	325	64,691,870	329	64,711,149
R4年度	認知症	市長申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	-	-	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・精神	市長申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	-	-	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
R4年度 合計			1	5,690	451	89,363,479	452	89,369,169
R5年度 12月時点	認知症	市長申立	0	0	36	6,174,915	36	6,174,915
		本人・親族申立	-	-	237	47,711,485	237	47,711,485
		計	0	0	273	53,886,400	273	53,886,400
	知的・精神	市長申立	0	0	8	1,484,208	8	1,484,208
		本人・親族申立	-	-	74	16,173,899	74	16,173,899
		計	0	0	82	17,658,107	82	17,658,107
R5年度 12月末時点 合計			0	0	355	71,544,507	355	71,544,507

○市区町村長申立件数

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）							
	全国	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809	39,719
	神戸家裁管内(兵庫県)	1,759	1,766	1,749	1,951	2,106	2,235
市区町村長申立件数							
	全国	7,037	7,705	7,837	8,822	9,186	9,229
	神戸家裁管内(兵庫県)	263	277	237	269	285	284
神戸市長申立件数		61	60	63	72	47	66

○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成24年に東灘区で開始後、北神区を除く9区で実施中。

【相談件数】

区（開設時期）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R6.1
東灘（H24.9）	13	19	12	13	19	26	18	16	7	10	23	14
灘区（H30.4）	—						18	6	3	5	8	10
中央（H27.4）	—			8	3	3	5	5	1	1	1	5
兵庫（H29.2）	—					13	10	6	3	7	8	8
北区（H29.10）	—					7	25	14	7	11	15	9
長田（H26.7）	—		6	9	7	7	9	12	2	2	6	4
須磨（H30.7）	—						7	5	3	1	8	11
垂水（H25.9）	—	11	18	23	14	31	19	24	17	20	26	16
西区（H25.6）	—	10	18	10	12	6	12	10	4	10	28	16
合計	13	40	54	63	55	93	123	98	47	67	123	93

※西区は岩岡出張所・玉津支所開催分（10件）を含む。

※岩岡出張所（R4.9）、玉津支所（R5.10）より開催

○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとしてセミナーを年1回開催している。

日 時：令和5年8月26日（土）13:30～16:00

テ ー マ：これからの成年後見制度について～本人の想いを大切に～

内 容：基調講演（同志社大学社会学部 教授 永田 祐 氏）

市民後見人による活動報告

参加人数：会場85名＋オンライン121名＝計206名

○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和4年度：26件（うち8件で個別相談会を実施）

令和5年度：27件（うち5件で個別相談会を実施） ※R6.1月末時点

(R5 出張説明会)

障害者関係 6件（精神障がい者家族会連合会、障害者基幹相談支援センター など）

行政機関 6件（区役所 など）

高齢者関係 10件（あんしんすこやかセンター など）

その他 5件（ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会 など）

○銀行協定（締結日 令和3年10月1日）

1. 協定先 ※神戸市と各銀行との2者協定

(1) 三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）

(2) みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

2. 協定内容

(1) 本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用する。

⇒銀行窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

(2) 早期相談の推進

銀行窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施する。

⇒実績 2件（令和6年1月末現在）

※成年後見支援センターから銀行窓口へ取次ぎを実施

（内容：ターミナル期となった配偶者の医療費等の預金取引、入院中の親族の医療費等の預金取引）

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件/月 協定(R3.10)後：6.9件/月（協定後～R5.10）

(3) 単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

⇒令和4～5年度：三井住友銀行の後見人サポートシステムのユーザーテストに3名の市民後見人が参加

3. 令和5年度の取り組み

(1) 定例会の実施

両行とのそれぞれ定例会を開催し、情報交換及び連携強化を図った。

(2) 新たな協定先の検討

新たな協定先を拡充するため、神戸市に支店がある銀行等へ協定についての説明を行った。

○権利擁護施策（令和5年度の取り組み）

①成年後見制度の相談支援体制強化及び利用促進

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ○R5.7月よりオンライン相談の開始 (R6.1月末 オンライン相談5件) ○R6.1月末時点で出張説明会を27回実施 (うち5回は個別相談会を実施) ○学園都市スマートサポート窓口との連携 (R6.1月末 オンライン相談1件)
広報の強化	(2) 三井住友・みなと銀行との連携強化 (R3.10 連携協定締結)
	<ul style="list-style-type: none"> ○定例会実施による情報交換・連携強化 ○成年後見制度 SMBC サポートサービスへの協力 ○みなと銀行の行員向け研修での成年後見制度に関する説明 (R5.9月に実施) ○新たな協定先の検討
後見人の 支援	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、市民後見人による広報啓発活動など、身近な地域での広報。 ○個別相談会付き出張説明会において制度の広報。
中核機関 関係	(4) 後見人（親族・法人）のスキルアップと基盤強化
	<ul style="list-style-type: none"> ○後見受任活動を展開するNPO法人等の活動実態を把握するため訪問調査等を行い、集約されたニーズ・課題の検証。
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職団体や関係機関等が連携体制を強化するための協議会設置の検討。

②日常生活自立支援事業の利用促進

	R5.12月末	R4	R3	R2
利用者数	604件	574件	570件	589件
新規・契約前調査数	313件	381件	119件	119件
新規契約数	106件	125件	95件	98件

市民後見人候補者の養成について

1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、187 名が研修修了し、99 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和 6 年 2 月末時点

		修了者数	候補者名簿登録者数
第 1 期	平成 23 年度	39 名	6 名
第 2 期	平成 24 年度	27 名	8 名
第 3 期	平成 25～26 年度	24 名	9 名
第 4 期	平成 27 年度	27 名	19 名
第 5 期	平成 28 年度	30 名	19 名
第 6 期	平成 30 年度	10 名	9 名
第 7 期	令和 3 年度	12 名	12 名
第 8 期	令和 4 年度	7 名	6 名
第 9 期	令和 5 年度	11 名	11 名
		187 名	99 名

2. 現在の受任状況（令和 6 年 1 月末時点：23 件が受任活動中）

- 市民後見人の受任対象案件は、
 - ①多額の資産や負債がない
 - ②親族間の紛争や権利侵害がない
 - ③居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方
といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中

3. 第 10 期市民後見人養成研修

- 事前説明会
 - 令和 6 年 3 月 1 日（金）申込者数（会場 43 名、ライブ配信 10 名）
参加者数（会場 36 名、ライブ配信 9 名）
 - 2 日（土）申込者数（会場 25 名）
参加者数（会場 21 名）
- 養成研修
 - 基礎研修 令和 6 年 6 月 6 日～7 月 4 日（5 回）予定
 - 実務研修 令和 6 年 9 月 5 日～10 月 4 日（5 回）予定

【参考】市民後見人選任審判

- 選任審判件数累計（R6.1 月末時点）：107 件（うち 23 件が受任活動中）
- 新規選任件数：令和 4 年度 10 件、令和 5 年度（R6.2 月末時点）6 件
- リレー受任前提の法人後見選任件数：令和 5 年度 2 件（R6.2 月末時点）

中核機関における協議会の整備運営について

1. 協議会の概要

○名称

神戸市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会

○開催数

年1回（8～9月頃）を予定

※令和6年度については、準備会を含めて2回開催を予定

○開催日・時間

・市民福祉調査委員会成年後見専門分科会開催日に合わせて開催（分科会・協議会の2部制）

・1時間～1時間半程度を予定

○設置目的

成年後見制度をはじめとする権利擁護支援のための課題解決に向け、法律・福祉の専門職団体・関係機関等の自発的協力・連携強化・情報共有を図る

○協議事項

- (1)中核機関の事業運営・取組状況に関すること
- (2)成年後見制度の関係団体・機関における連携体制整備に関すること
- (3)地域連携ネットワークの構築状況・チーム支援の推進に関すること
- (4)関係団体・機関における課題の共有及び解決策に関すること
- (5)その他、成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進に関すること

2. 協議会のコアメンバー（案）

会 員	職 種
高齢者・障害者総合支援センターたんぽぽ	弁護士
成年後見センター・リーガルサポート	司法書士
ぱあとなあ兵庫	社会福祉士
コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部	行政書士
近畿税理士会成年後見支援センター	税理士
兵庫社労士成年後見センター	社会保険労務士
兵庫県精神保健福祉士協会	精神保健福祉士
精神科医	医師
学識経験者	大学教授
シルバー法律研究会	弁護士
日本司法支援センター兵庫地方事務所	
神戸家庭裁判所	
あんしんすこやかセンター	
障害者相談支援センター	
神戸市・神戸市社会福祉協議会	

3. 協議会の方向性

- 新たに協議会を設立するのではなく、市社会福祉協議会が開催する「成年後見関係団体情報交換会」を再編成し、協議会として位置付ける
- 協議会のメンバーはコアメンバーに加えて、必要に応じて追加する
- 個別ケースに対する支援策の検討を行うケース会議の場とはしないが、実際にあった事例の共有や解決策の検討、制度の課題の洗い出しなどは、議論として想定している。
- 各団体・機関における取組みの紹介や、課題の共有、情報交換を行い、各団体・機関における連携体制の構築を主な目的とする。

4. 議事次第（案）

- 協議会の設置要綱に関する意見
- 会長・副会長の決定
- 中核機関の取組み状況報告
- 各団体からの報告・情報共有
- その他意見交換

5. 要綱（素案）

- 別紙のとおり

(案)

神戸市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度の利用促進にあたり、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援のための課題解決に向け、法律・福祉の専門職団体・関係機関等の自発的協力・連携強化・情報共有を図るため、「神戸市の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 中核機関の事業運営・取組状況に関すること
- (2) 成年後見制度の関係団体・機関における連携体制整備に関すること
- (3) 地域連携ネットワークの構築状況・チーム支援の推進に関すること
- (4) 関係団体・機関における課題の共有及び解決策に関すること
- (5) その他、成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる会員により組織する。

- (1) 成年後見制度に関する法律・福祉・医療の専門職
 - (2) 学識経験者
 - (3) 高齢者・障害者・法律に関する相談機関の者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 医療関係者
 - (6) その他関係機関の者
- 2 協議会には会長及び副会長を置く。
 - 3 会長は、会員の互選によって定める。
 - 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 5 副会長は、会長の指名によって選任する。
 - 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は必要に応じて開催し、第2条に掲げる事項の協議及び検討を行う。

3 会長が必要と認めたときは、会議に会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の会員及び出席者は、正当な理由なく、協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の運営事務等は、神戸市成年後見支援センターが行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。